

はしがき

本書は、2003年～2013年の10年間に雑誌「労働判例」（産労総合研究所）に掲載された労働事件裁判例の「慰謝料請求」を事件類型に整理し、裁判所の労働事件における慰謝料請求の取扱いを分析したものです。

事案を、内定取消、解雇、懲戒処分、ハラスメント、労働災害、不当労働行為等の14類型に分け、一件ごとに、事案の概要、慰謝料算定の理由もしくは棄却の理由、請求額・認容額等をコンパクトに解説しております。とりあえず、どこかページを開いてリサーチ表をご覧ください。情報の豊富さと丁寧なコメントに驚かれるはずです。掲載判例数は全440件です。

労働事件の慰謝料分析は、これまでブラックボックスにあり、系統立てた調査や資料の分析は行われてきませんでした。そのため、若手弁護士からは、労働相談で慰謝料を質問され相場感がわからず適当に答えてしまったというような赤裸々すぎるエピソードが語られることもありました。また、最近では、悪質な残業代不払いや過労死事案等、不正な企業体質が顕現した事案において、高額な慰謝料が認容される例も出てきております。

そこで、当委員会では、本年度、総力を上げて「労働事件における慰謝料」の分析に取り組みました。本書は、100名を超える当委員会の人海戦術の賜物であり、女性委員の緻密な分析と男性委員の力技が合体した自信作です。これにより、裁判所における慰謝料請求の基本的な取扱い、必要な要件事実、高額認容される事件の要素等がおおよそ明らかになりました。適正な事件解決に大きな力を発揮するものと思いますので、本書を実務の参考書として、蔵書の一つにお加えいただければ幸いです。

なお、本書の出版にあたっては、経営書院担当者様各位に大変なご尽力を戴きました。末筆になりますが、心からお礼申し上げます。

2015年2月

労働法制特別委員会
委員長 光前 幸一

本書の読み方

本書は、平成15年1月から同25年12月までの間に刊行された定期刊行誌「労働判例」（株式会社 産労総合研究所）に掲載された裁判例のうち、労働者または労働組合が使用者等に対して慰謝料請求を行った事案（ただし、判例ダイジェストまたは命令ダイジェストにのみ掲載されたものを除く。）を調査対象として、労働事件における慰謝料請求の傾向を分析したものである。本書においては、労働事件を14類型に分類して章立てし、各章は、裁判例の詳細を記したリサーチ表と慰謝料請求の傾向を分析した考察から構成されている。

各章においては、下記のルールに従って表記及び分析を行った。

1 リサーチ表

【請求（訴訟物）】

- ・本書の調査対象は慰謝料請求のみであるが、事案としては、慰謝料請求以外の請求も併せて行っているものがあるため、当該事案において行われた請求の全てを訴訟物として記載した。
- ・当事者が複数である事案で、それぞれ訴訟物が異なる事案においては、いずれの者からいずれの者に対する請求であるか区別した（例：【X1→Y1】【X2→Y1～Y2】等）。
- ・本訴請求と反訴請求がなされている事案において、使用者が労働者に対し反訴請求を行った場合について、当該反訴請求が慰謝料請求と直接関係するものでない限り、原則として記載を省略した。

【慰謝料】

- ・慰謝料請求が複数の原因を根拠としてなされた事案で、原因毎に慰謝料額を区別して認定されている事案においては、認容額欄には、慰謝料総額を記載した上で、その下に内訳を記載した。
- ・相続人が当事者となって訴訟を進行した事案においては、被相続人の請求を基準と

して慰謝料額を記載した（例えば、被相続人の慰謝料として300万円が認められた結果、X1（配偶者）、X2（子）、X3（子）のそれぞれの相続割合に応じてX1につき150万円、X2・X3につき各75万円と認容された場合においても、慰謝料額の記載は300万円と記載した）。

- ・相続人が、被相続人の慰謝料請求以外に、相続人固有の慰謝料を請求した事案においては、両請求を区別して記載した（例：【A 本人】【X1固有】【X2固有】）。
- ・認容額欄が「0円」と示された事案には、慰謝料請求を含む請求全部が棄却された事案と慰謝料請求以外の請求は認容された、あるいは慰謝料請求の根拠となる事実自体は認められたものの慰謝料請求までは認められなかった事案とが含まれている。

【労働者の属性・使用者の属性】

- ・「X」：労働者及び労働組合の表記であり、当事者が複数である事案では「X1」「X2」と表記した。
- ・「Y」：使用者の表記であり、当事者が複数である事案では「Y1」「Y2」と表記した。
- ・XY 以外：訴訟外の第三者の表記であり、たとえば、相続人が当事者となって訴訟を進行した事案の被相続人（労働者）、使用者が訴訟外の第三者と事業譲渡等を行った場合の相手会社等を表記した。

【審級関係】

- ・下級審、上級審のいずれも調査対象となった「労働判例」に掲載がある裁判例については、上級審の事案のみ、分析の対象として記載した。
- ・上級審の判断がなされた事案であっても、調査対象となった「労働判例」に掲載のない上級審については、【審級関係】の記載は省略されているので留意されたい。

2 考察

(1) 事案番号

考察で【 】により引用された事案番号は、リサーチ表において各裁判例に付された番号に対応している。

(2) 慰謝料請求が認容された割合

慰謝料請求が認容された割合における件数は、各事案を1単位としてカウントした。

(3) 認容額の分析と傾向

認容額の分布における件数は、慰謝料請求が認容された事案の労働者の人数を1単位としてカウントした。

なお、当事者が多数にのぼる事案においては、各章毎にカウント方法を注記しているので留意されたい。

東京弁護士会労働法制特別委員会 執筆者・編集者・監修者一覧

執筆・編集総括

堀川裕美	日比谷見附法律事務所
平木憲明	あぼろ法律事務所
加藤由美	アレグレット法律事務所

執筆・編集

王子裕林	弁護士法人裕後法律事務所
坂元夏子	大原法律事務所
鈴木みなみ	ロア・ユナイテッド法律事務所
須長駿太郎	東京渋谷法律事務所
萩原怜奈	林・園部法律事務所
林正裕	錦華通り法律事務所
正木順子	福田孝昭法律事務所
三好啓允	ソフィア法律事務所
中野真	第一法律事務所

執筆

安部史郎	馬場・澤田法律事務所
安部康広	やまぶき法律事務所
安藤啓一郎	須田総合法律事務所
伊関祐	法学館法律事務所
梅本寛人	梅本・栗原・上田法律事務所
江村祥子	高橋修平法律事務所
大谷耕	セコム株式会社法務部
大野俊介	堀川法律事務所
大原武彦	大原法律事務所

小 木 惇	弁護士法人 NY リーガルパートナーズ
荻 野 聡 之	ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所外国法共同事業
小 田 竜太郎	スカイ総合法律事務所
樫 村 ありさ	東京第一法律事務所
片 岡 勇	弁護士法人パートナーズ法律事務所
經 田 晃 久	功記総合法律事務所
坂 井 陽 一	原口総合法律事務所
塩 瀬 篤 範	西川茂法律事務所
柴 田 大 輔	松尾千代田法律事務所
清 水 徹	弁護士法人アディーレ法律事務所
鈴 木 信 作	森法律事務所
太 宰 未 桜	旭化成ファーマ株式会社総務部
田 辺 敏 晃	川合晋太郎法律事務所
田 村 祐 一	荒井総合法律事務所
中 西 洋 平	弁護士法人廣澤法律事務所
西 出 恭 子	矢吹法律事務所
平 山 諒	高瀬・佐藤法律事務所
古 田 幸 大	宇多法律事務所
前 原 浩 明	齋藤法律事務所
室 木 隆 宏	木島総合法律事務所
森 直 美	弁護士法人パートナーズ法律事務所
山 口 雄	山口国際総合法律事務所
山 本 理 輝	助川法律事務所
余 吾 哲 哉	余吾法律事務所
吉 岡 剛	奥野総合法律事務所・外国法共同事業

監修

徳 住 堅 治	旬報法律事務所
岩 出 誠	ロア・ユナイテッド法律事務所

藤 井 康 広
古 椎 庸 文

藤井康広法律事務所
八戸法律事務所